

○岸和田市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成25年3月29日規則第35号

改正

平成29年3月27日規則第4号

岸和田市人権尊重のまちづくり審議会規則

岸和田市人権尊重のまちづくり審議会規則（平成17年規則第66号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する者をもって充てる。

- （1）学識経験者
 - （2）公共的団体等の代表者
 - （3）公募した市民
- 2 市長は、委員を委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

（事務局）

第7条 審議会の事務局は、市民環境部人権・男女共同参画課に置く。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（会議招集の特例）

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

附 則（平成29年3月27日規則第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。